

国立大学法人東京農工大学学位規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学学位規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(修士の学位論文の審査委員)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 審査委員には、必要に応じ、前項以外の教授、准教授及び講師を加えることができる。</p> <p>(専門職学位の学位論文の審査委員)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 審査委員には、必要に応じ、前項以外の教授、准教授及び講師を加えることができる。</p>	<p>本則</p> <p>(修士の学位論文の審査委員)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 審査委員には、必要に応じ、前項以外の教授、准教授及び講師、<u>本学の他の学府及び研究科の教員並びに他の大学院等の教員等</u>を加えることができる。</p> <p>(専門職学位の学位論文の審査委員)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 審査委員には、必要に応じ、前項以外の教授、准教授及び講師、<u>本学の他の学府及び研究科の教員並びに他の大学院等の教員等</u>を加えることができる。</p>	

附 則 (25 教規程第 6 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。